

# 『華夷変態』と対馬宗家からの「唐兵乱」情報

松尾晋一

## 概要

主に唐船風説書などが採録された『華夷変態』に、対馬の宗家から江戸へ伝えた情報がある。本稿では『華夷変態』に採録されている情報と対馬宗家が朝鮮經由で得た「唐兵乱」情報との関係を比較分析し、朝鮮・対馬ルートの情報伝達について再評価を試みる。

キーワード 華夷変態 唐兵乱 宗家 対馬 情報

## はじめに

明清交代を軸に日本の周辺では、一六一〇年代の半ばから一六八〇年代半ばまで国際紛争が絶え間なく起き、そうした状況を無視できる程の立場に日本はなかった。こうした状況下に幕府はいわゆる寛永鎖国政策のなかで国際関係の掌握に努め、本稿で対象とする海外情報の入手ルートを整理した。例えばロナルド・トビ氏は、第一ルート 長崎到着の「中国」商人―唐通詞―長崎奉行―江戸（老中、林家）、第二ルート 北京―福建―琉球―薩摩―江戸、第三ルート オランダ甲必丹―長崎オランダ通詞―長崎奉行―江戸、第四ルート 北京―ソウル―釜山―対馬―江戸とみている<sup>1)</sup>。

本稿では、このうち第四ルートに注目し、幕府の儒者弘文院（林鴛峯）と林鳳岡<sup>3)</sup>が編纂した『華夷変態』に採録されている対馬宗家を通じて朝鮮から伝わった情報の分析を行う。清、鄭氏勢力、朝鮮、日本など、それぞれの立場で情報収集していたことは多くの研究から判明していて、松浦章氏の言葉を借りると「情報収集合戦」が当時起き

『華夷変態』に採録の宗家經由唐兵乱情報<sup>2)</sup>

巻数	『華夷変態』中の表題	備考		
正保2年	卷一 [東萊府使談]		1	
延宝2年	卷二	唐韃戰之事	2	
		呉三桂逆心之次第	「六月廿三日」付、「右朝鮮よりの伝説なり、十月十八日、宗対馬守より来達す」。藩主在府。	3
		覚	「九月十一日」付。「右十月廿六日、宗対馬守より来る」。藩主在府。	4
延宝3年	卷三	朝鮮伝説二通*三点	二月廿日付弘文院（林鴛峯）宛宗対馬守書付（朝鮮傳説「正月八日 宗対馬守」、無題「己卯正月十六日 宗対馬守」に凶）。藩主在府。	5
		対馬注進	「四月廿八日 宗対馬守」*「右一通、五月九日、久世大和守より来る」。藩主国元。	6
		朝鮮国ニ而風説之覚書	「十一月八日 宗対馬守」。藩主国元。	7
		訳官兩使申聞候覚書	「十一月八日 宗対馬守」「右二通、写了而美濃守へ返進、其後対馬守が弘文院へ別に到来文言、同前。藩主国元。	8
延宝4年	卷四	唐乱に付朝鮮国に而風説書	「辰四月朔日 宗対馬守より到来也」、藩主国元。	9
		唐乱に付朝鮮国に而風説之覚書	「六月朔日 宗対馬守」「七月三日に到来」。藩主国元。	10
		[朝鮮訳官答対馬州家臣書]	「丙辰年八月日 韓僉知 金判事」。藩主国元。	11
延宝6年	卷七	今度訳官江相尋候唐兵乱之風説	「午十二月廿五日 宗対馬守」「右、未ノ三月廿一日、久世大和守より到来」。藩主国元。	12
延宝7年	卷七	唐兵乱之風説	「未正月廿五日 宗対馬守」。藩主国元。	13
		覚	「二月八日 宗対馬守」「右二通、未の三月廿一日、久世大和守より来る」。藩主国元。	14
		唐兵乱之風説	「五月十二日」「右、宗対馬守よりの注進、未の五月十三日、美濃守より到来」	15

ていた<sup>4</sup>。こうした状況のなかで明清交替、三藩の乱などに関する日本伝来情報については、『華夷変態』を用いる研究者が多い<sup>5</sup>。この点、ここに記されている情報が日本、つまり幕府が入手していた情報と理解して無批判に研究者によって用いられている印象を持つ。果たしてどうなのであろうか。

この表は、『華夷変態』に採録されている対馬宗家からの情報をまとめたものだが、時期としては正保二年（一六四五）から延宝七年（一六七九）であり、ロナルド・トビ氏は、朝鮮からの報告を老中は信頼し、「中国の内乱が国の最高の政策会議の審議に値する程幕府の大きな関心をよんでいたという事実」の裏付けと評価している。そして、一六七八年以後、朝鮮―対馬ルートから入る情報は不完全で不正確であり、幕府に受けとつてもらうことさえますます困難になり、朝鮮の情報ルートに欠陥があったのかもしれないとみて、ここから幕府が正しい情報と正しくない情報を区別する能力があった、との理解を示した<sup>6</sup>。

果たしてこうした考えが成り立つのか、以下宗家が手に入れた情報と『華夷変態』に採録された情報との関係を検証していく。

## 一 大清の北京侵入情報

表の1を宗家の記録と比較するために全文紹介する【史料1】。傍線（以下の史料上の傍線及び丸数字は筆者による）でもわかるように対馬経由でこの情報が伝わった。

### 【史料1】

清人攻北京時、九王率八王・十王右真王等百萬衆、明朝山海關守吳三桂迎降、追遂李自誠、進取南京時、八王・十王為首領、明朝降將洪承疇等從之、回留承洪承疇守南京、凡明朝各津各浦、參用清漢人、依倣舊制、既合蒙古、又取明朝、其地民衆寡可以

想知、委細傳聞之、遠悉不可詳也、

東萊府使

右は朝鮮東萊之人、対馬にて談ずる趣也、

これと本文ではないが、同内容のものが「唐兵乱風説公儀江被仰上候控 江戸」<sup>7</sup>に記されているので、関連史料も加えて紹介する。

### 【史料2】

唐兵乱之儀二付正保四年四月二、東萊府使并訓導金僉知方々義成様江來候覺書二通、且又同年四月廿八日、右之趣安井久三郎繼船を以御老中江御上ケ被成候御書付一通左記之、

### ①

東萊府使方々之覺書

清人進取北京時、九王為主將率八王、右真王等諸大將領百萬衆到山海關、則明朝守關大將吳三桂迎降駈逐、李自誠遂入北京、進兵南京時、大將則八王・十王・明朝降臣洪承疇、亦為領兵同往、乃令承疇留註南京、人民・商賈各津各浦法制大槩參用清漢人、而依倣舊制既合、蒙古又取大明地方人數多寡可以想知、而大槩此等所聞、皆是遠外傳聞之言有難詳悉、

丁亥四月日

東萊府使

### ②

訓導金僉知方々之覺書

清國人北京ニ打入候時、九王為大將八王右真王催百萬衆、山海關与申所江打寄申候時、北京之大將吳三桂与申人迎二出られ引入仕、李自誠与申人を北京を追出し北京を打捕、其後從北京南京ニ打入候時者、八王・十王又大明臣下洪承疇と申大將を同道申候而、則南京ニ打入、彼大將洪承疇を南京ニ留置、人民・商人津々浦々大槩清國人漢人と相交、清國人者清国之旧制、漢人者大明之如旧法而、又蒙古人相加候而大明之地相納<sup>8</sup>申候間、人員之多事御推量可被成候、大形承及候得共、遠国風説傳之義ニ

御座候故、委曲不能詳候由書物ニ而御座候、

丁亥四月日

訓導金僉知

③

御老中江御上ケ被成候御書付

一清国人北京江打入候時、九王為大将八王右真王相副、百萬人を相催山海關と申所へ寄立候ニ、大明より山海關之大将吳三桂と申人引入仕、韃靼人北京を打捕之由申候、山海關ハ韃靼禦之ため萬里城ニ御座候、関所城之名と申候、

一李自誠謀反を企候故、崇禎王自害候由申候、

一洪承疇与申人ハ大明之臣下ニ而候得共、山海關之大将吳三桂にくみし、韃靼人をすゝめ引入仕人之由申候、

一自北京南京江勢遣仕候時之大将者、八王・十王・洪承疇・吳

三桂計南京江留置、又蒙古人も相加相治させ申候ゆへ、人員

殊外多御座候由候、

一東萊之書物ニ御座候大槩參用清漢人而依倣旧制と御座候者、

北京を打捕津々浦々之人民・商人等相交候得共、清国人者も

とより清国之衣服、漢人者大明之時之衣服ニ而相治候与之文

牋ニ而御座候由申候、以上、

卯月廿八日

宗對島守

酒井讚岐守様

松平伊豆守様

【史料1】と【史料2】①とを比較すると同一内容であり、【史料2】の傍線から『華夷変態』にある正保二年（一六四五）ではなく正保四年（一六四七）のもので、宗義成が四月廿八日付で老中酒井忠勝・松平信綱へ宛てたものに添えたうちの一つが【史料1】であったことが確認できる。【史料1】傍線から対馬で東萊府の者が語った内容がまとめられたように解されるものの、実際には「東萊府之覚書」があったことがわかる。そしてこの他にも「訓導金僉

知方々之覚書」が上記のように添えられた。この点から推測すると、幕府は宗家から情報を得た時、これを弘文院<sup>(林義真)</sup>へは伝えなかつたと思われる。おそらく弘文院は後に宗家以外から情報を手に入れ、内容から正保二年（一六四五）と推測して『華夷変態』に採録したと考えられる。

ところで、宗家から老中酒井忠勝・松平信綱へ伝えられた内容は【史料2】①②のことであり、【史料2】③は【史料2】①②を宗家が解釈してまとめたものになる。概要は、清の北京入城から南京制圧までの時期についてであり、社会における滿漢の宥和が実現していることだった。清が南京を制圧したことは、正保三年（一六四六）一二月に長崎へ来航した唐船から伝わるので、約半年ほど遅れて朝鮮―対馬経由で入ったことになる。【史料2】③にある東萊の書物であるの行の前半は誤訳であろうが、この時の朝鮮から宗家へ伝えられた情報は正確なものであった。

## 二 吳三桂の反乱情報

延宝二年（一六七四）は、対馬からの情報が『華夷変態』に三点採録されている。伝わった順とは逆に採録されている。「分類紀事大綱 三拾三」<sup>9</sup>によると、同年六月頃から釜山で唐兵乱に関する風聞があり、それが対馬に伝わっていた。朝鮮が吳三桂の挙兵を知ったのは、顯宗十五年三月二日のことであり、それに遅れること三ヶ月後となる<sup>10</sup>。

長崎へは同年五月に来航した二番福州船が吳三桂と鄭經の檄文二通をもたらし、六月三日には老中久世広之のもとに届いている。藩主義真は在府において、3は「六月廿三日」付であり、「唐兵乱風説 公儀江被 仰上候控 江戸」<sup>11</sup>などには、差し出しに「宗対馬守」と記録されている<sup>12</sup>。幕府の立場に立つと、別のルートで同時期に

関連する情報を得たわけで緊張感が高まったことだろう。

この唐兵乱とは、呉三桂による反乱のことで、「分類紀事大綱三拾三」からは、倭館でもどうにか情報を得ようと試みられるものと思うようには行かない焦りがあつたことがわかる。同年七月二八日付で倭館の館守高勢八右衛門へ、「唐乱申二付御商売之儀差支可申哉候」と書き記していることから、こうした事態の中で懸念したことのひとつは貿易活動に關してであつたことが掴める。朝鮮からの情報として清は大国であり呉三桂が北京に一年以内に攻め入ることはないとの見立てを理解しつつも、より委しい情報を宗家は欲しかったのであろう。

宗家のもう一点の懸念には幕府への情報伝達者としての立場があつた。「呉三桂居城無之南方南東之末遠方二而朝鮮口へ耽と様子難相知、北京筋之儀ハ朝鮮統二候故少々ハ相知可申旨得其意候」とある点からわかるように、宗家は北京の情報を、朝鮮を通じて手に入れることを期待していた。

倭館に派遣される館守は、「館守条書」によつて職務が確認されたが、そのなかに虚実に拘わらず朝鮮国及び北京筋の風説を報告することがあつた<sup>13</sup>。従つて当然と言えば当然なのだが、先に述べた如く福州船が長崎へ入り南京の様子は長崎奉行を介して幕府へ伝わる。しかし北京の様子はわからず、幕府から宗家へこの件について問い合わせがあつた際、「対馬守不存と被申越難成事二候」との認識を持つていた。そしてこの意識は強く、続けて「実否とも二朝鮮表之沙汰不承候而不罷成役目二御座候故、被相尋候通被申間候ハ、輕成共重成とも可申入候条、其意趣書付御越し可被成候、罷成儀二候ハ、貴様迄之書付請取被差越候得ハ御手前之御念二茂罷成儀二候、此段為御心得申入候」と記して、いかなる情報をも宗家は館守に求めていたことが確認できる。

この対馬から高勢への書状は、3の知らせを受けてのことだつた

のであろう。文末に「就夫右之段江戸江被仰越候書状箱巻詰二相達候」とあるからこの書状箱に入つたものが2・3だと考える。まず2・3が弘文院のところへ宗家から渡つたのは一〇月一八日だから、それ以前に老中へは伝わつたと、ここでは考えたい。

つぎに4前後を確認していく。「九月十一日」付で宗家が得た情報であることは確かだが、誰から誰に宛てられたのか不明である。「九月廿一日江戸方之書状控」が「分類紀事大綱三拾三」に残っているので、前後の動きをこれから類推したい。

#### 【史料3】

一大明国兵乱之由、先頃長崎方申来候付龍田三右衛門朝鮮江罷渡候刻高勢八右衛門方へ其趣被仰渡候処、北京筋之儀朝鮮二而沙汰仕候を承候通書付差越候、今程朝鮮国方北京江使者差渡置候間帰国之節委細相知可申候条、其節何とそ承届候而可申上之由申越候、則館守方方之書状并右之書付一通被差越候達即備 上覧候、

一唐乱申二付御売買差支可申哉と、掛之判事江館守并御代官方方相尋候之処二、呉三桂北京江責入候儀北京大国之事二候条、俄罷成間敷と存候、一兩年之内二御売買差支申儀有之間敷候、殊朝鮮之儀ハ唐兵乱二少茂か、わり申儀無御座静謐御座候通一段之御事二候、

右延宝貳年九月廿一日江戸方之書状控

先に七月二八日付で対馬から館守高勢へ書状が送られたことを紹介したが、その際派遣されたのはここにある龍田であらう。その後、倭館から知らせが対馬へ、そして江戸へ伝わつて、【史料3】が江戸から国元へ届いた。一方江戸には、4が十月十五日頃に館守高勢からの情報として国元から江戸へ届いた。そして十月廿五日に酒井忠清・稲葉正則へ伝わつた<sup>14</sup>。なお、「九月廿九日」付で国元から館守高勢に知り得たい事項（九ヶ条）が送られている<sup>15</sup>。



このやりとりの中で、朝鮮が北京へ使節を送っていて、陳慰使兼進香関点・靈慎君は訳官を用いて情報の入手に努めた<sup>16</sup>。それで得られた情報が宗家に伝えられるだろうという、期待の持てる知らせがきていた。しかしこの点は幕府へ伝えられてはいなかったと考えたい。この点は後述する。

ところで、「唐兵乱風説之覚書御老中方江差上候控」<sup>17</sup>に記されているが、『華夷変態』に採録されていないうちのひとつが、つぎのものである。

【史料4】

覚

- 一、吳三桂方より南京を最中攻申由御座候、今比者南京茂吳三桂旗下ニ可罷成哉と申候事、
- 一、北京之義大国と申勢一身体いたし候、殊蒙古より十三備加勢仕候、一備之人数雑兵ともに壺万五千、都合式十方程之助勢之由御座候、左様候而者北京大軍二候条、中々俄北京江攻入候事成兼可申由ニ御座候事、
- 一、北京兵乱ニ付様躰為可承届、朝鮮方當年七月三使遣之候、正使刑曹判書、副使承政院承旨、從使司諫院正言、以下百五十人程ニ而差越候得共未罷歸候事、
- 一、吳三桂病死仕候由、北京方朝鮮国へ參候使者咄いたし候、朝鮮国ニ而推量仕候者、病死之風説如何様、吳三桂方之謀ニ而可有御座候哉と申候、朝鮮より北京へ差越置候使者追付可罷歸候、其節様躰委細相可申候事、

右同年十一月七日

宗對島守

『華夷変態』に採録されている宗家からの情報にない戦況がここに記されている。そして注目したいのは朝鮮から北京へ七月に送られた使者のことである。朝鮮から北京に送られた使節からは、直接清から得られた情報、そして使節が目にした北京の状況を知り得る

重要な機会であることを宗家も認識していて、このことは【史料3】でも確認したように九月には宗家に情報が入っていた。仮にこのことを幕府へ事前に知らせていたのであれば、それが前提であること必ず記す筈である。にもかかわらず、【史料4】には、先に知らせたなどの文言がこれに見当たらない。となると、宗家は朝鮮から得た情報を、すべてすぐに幕府へ伝えることをしなかったのではないだろうか。そしてこの【史料4】も、これが弘文院へ伝わっていないことを考慮すると、そもそも幕府に送らなかつた可能性さえある。

さて、弘文院へはつぎに延宝三年（一六七五）二月二〇日に5が伝わる。『華夷変態』には、「右之三通に添、（酒井忠清）雅楽頭、（稲葉正則）美濃守へ対馬守より遣之と、云云」とある。しかし「唐兵乱風説之覚書御老中方江差上候控」<sup>18</sup>には、「自是右者雅楽頭様・美濃守様迄御内々被掛御目候得共、公儀江者不被差上候、從是左者御老中江御宛被成被差上也」とある。これでより事情が確かめられるが、酒井忠清・稲葉正則へは内々に伝えたわけで、そこから老中に直接情報が伝えられることはなかつた。おそらく直接老中へ伝えるようにと、宗家は両者から指示を受けていたからなのであろう。

この経緯から類推すると、【史料4】などが老中へ伝えられなかつたとみえることも理解いただけよう。話を戻すと、5は朝鮮から清へ送られた使者が持ち帰った情報でありながら、宗家は老中へ届けることはせず、酒井忠清・稲葉正則に届けていた。当時宗家が重要視したのがこの二人であつたことを確認できるが、その後老中へ5はすぐに送られた。宗家から弘文院へは、二月一九日に宗義真が酒井忠清・稲葉正則に会い、その際指示を受けて弘文院へ進覧することになっている。酒井忠清・稲葉正則によって今回の情報共有の範囲が決まったことになろう<sup>19</sup>。

## 三 情報への緊張感の高まり

ところで国元では、5の知らせを受けて館守高勢へつぎのものを送っている<sup>20</sup>。

## 【史料5】

一唐兵乱之様躰掛之判事共貴殿并井手弥六左衛門へ申候者、広南辺呉三桂方之儀朝鮮江者駢相知不申候、長崎江ハ入船之唐船細々申上、日本江ハ御聞可被成候様子知せ被下候ハ、朝鮮都へも其段為申聞度申候、然共長崎筋之儀貴殿不被承候故、其沙汰不被致候、只今迄ハ北京筋之儀計被承候故貴殿方如何様共不被申聞候付東萊并判事至而も不審ニ存候哉、細々之儀不申候由左様可有之事ニ候、就夫長崎相知候様子承候ハ、可申越候日本御障ニ罷成儀ハ彼方へも可被申知之旨尤存候、雖然長崎表へ替たる様躰も無之候哉白水李兵衛方如何様共不申来候、自然替たる儀共申越候ハ、近日可申達候

右延宝三年正月十八日高勢八右衛門へ遣ス

これからわかるのは、呉三桂の動きを朝鮮は知らないとの認識で書いていること。長崎に入る唐船からの情報が入ってきているが、日本が知った情報を伝えてくれるならば朝鮮の都へも願っていること。これまでは長崎からの情報など倭館へ伝えていなかったが、このことを東萊府などは疑っているのではないかと考えていて、今後日本に支障がない点は倭館へ伝えること、である。

今回朝鮮から得られた情報は、朝鮮から北京へ遣わされた使者が持ち帰ったものであり、北京において戦況が厳しいとみられていたのは宗家にとつて注目すべきだったのである。長崎に来た唐船が戦況を朝鮮へ伝わることを願っていたこともふまえると、日本も巻き込まれ情報戦の様相を呈していることは宗家も理解できたであろうし、このなかで情報を積極的に得ようと動いたことがこの指示から

理解できる。

その後、「唐兵乱之儀、其元風説之通実・不実共ニ細々書付候而急度差上候様ニ」と之「御意ニ候」<sup>21</sup>と館守高勢に伝えられた。ここでの御意は、將軍家綱だろうが、情報の不確かなものまでも伝えるようにとの指示は、呉三桂に小筒を送っているのは日本なのかとの風説を朝鮮から受けたことによるものであろう。これまでは、宗家も幕府も大陸の戦況に当事者意識がなく接していた。しかし、朝鮮から北京へ送られた使節が持ち帰った情報を得てから、幕府も、そして宗家も情報戦の中で当事者意識を持って動き出したのだった。

藩主宗義真は国元に戻り6を送っている。「唐兵乱風説之覚書御老中方江差上候控」<sup>22</sup>には、「対馬注進」ではなく「唐兵乱風説之覚書」とある。これで注目されるのは、先に「実・不実」に限らず情報は知らせよと伝えていたが、その通りを江戸へ伝えている点である。

ここで「江戸へ」としたのは、「延宝三年 御在國中 御状控」<sup>23</sup>から四月廿八日付で、稲葉正則・久世広之、土屋数直、阿部正能に連状を、酒井忠清、稲葉正則には個別に知らせたことが確認できる。そしてこれに加えて、つぎの【史料6】<sup>24</sup>から宗家が情報を提供した範囲がわかるのである。

## 【史料6】

一唐兵乱之風説今度以御書付 公儀江被仰上候、尤御老中様江御状被相添候間御月番江可被差上候、心当備前守様へ被相伺、其上雅楽頭様・美濃守様江可被相伺候、将又京極備前守様・松平備前守様・永井市正様・大久保右京亮様・弘文院へ書付 彦通口御状御添被成被進候間、夫々可被差上候、

右延宝三年閏四月三日井上兵衛門・加城六之進方へ遣まず月番老中、そして心当たりを松平正信へ何うように指示している。松平正信の正室は宗家からむかえていて、宗義真の義弟で奏者番であった<sup>25</sup>。立场上、幕府の内部事情にも精通していたからで

あろう。つぎに酒井忠清・稲葉正則に何うようにと指示しているが大老・老中筆頭としての実力者で、これまでも宗家はこの二人に情報を流していたことは、これまで見てきたとおりである。その後にも、讃岐丸亀の京極高豊は宗義真正室の実家である<sup>26</sup>。松平正信は先に述べたが、高槻の永井直時<sup>27</sup>は継室が宗義真の養女といった関係で親族となる。つぎの大久保教勝<sup>28</sup>は江戸城留守居、そして弘文院へ伝えられた。この段階になると、親族大名にも唐兵乱の情報を伝えていて、唐兵乱に関わる情報が秘匿事項であるといった意識が宗家になくなったのであろう。

こうした中で宗家は役割をどう考えていたのか、日付で考えると、これ以後の閏四月六日に館守高勢へ、「朝鮮方加勢差遣候哉と承合候得共、駈と不相知候、乍然八海道之内慶尚道一郡之外、七海道方人数指寄、唐堺ういちらう口へ差越置候、是ハ韃勢又ハ蒙古人朝鮮国へも乱入可申哉と為用心ニ候、定而同時節加勢仕ニ而可有之と被致推察之由得其意候」と義真が理解したことを伝えて<sup>29</sup>。

ここにみられる、得た情報への義真の理解は幕府へ知らせていない。宗家は得た情報を幕府へ伝えただけであり、意見を積極的に伝えることまではしない姿勢だったことをこれは証明していて、7・8<sup>30</sup>もそれで理解できる。

#### 四 宗家が得た情報と弘文院

延宝四年（一六七六）になつての9・10は、「分類紀事大綱 三拾三」につきのようにある。

##### 【史料7】

一唐兵乱之覚書 公儀并酒井雅楽頭様・稲葉美濃守様・松平備前守様・京極備前守様・大久保右京亮様・弘文院へ写寄通宛被進之候処、右四月何御機嫌之御状同前二被差上之由得其意

存候事、

一唐兵乱之風説書被差上候御返事、御奉書一紙御調被遊六之進江御渡し被下由、依之今度被差越相達申候、

右延宝四年七月朔日之日帳

最後に、「日帳」とあるが、江戸屋敷のものを確認すると七月朔日には記載がない。とは言え、これは9を伝えた後のことになる。江戸屋敷の「毎日記」七月三日に「御国許より当月窺御機嫌之為、飛脚御草履取利兵衛参着、此便ニ御連状并御若年寄衆江之御添状、唐兵乱之儀ニ付御連状并風説書、其外酒井雅楽頭様・稲葉美濃守様・松平備前守様・弘文院江披遣候御状并風説書到来」。その後、「唐兵乱風説書并御連状酒井雅楽頭、稲葉美濃守様、松平備前守江遣候風説書并御状、何も六之進持参差出」とある<sup>31</sup>。10に「七月三日に到来」とあるから弘文院へ伝わった日にも一致する。

9・10は倭館に派遣されている家臣からの情報で、宗家からの情報伝達の範囲が9は前年と同様の範囲であることが確認であるが、10は異なる。同月四日には、「土屋但馬守様方何御機嫌并唐兵乱之書付被差上候故、両様御返事御奉書一紙二被成以御使者御渡被成取頭島雄才兵衛也」<sup>32</sup>とあつて、この時は、土屋数直へも渡されたことが確認できるのである。

この年については、11が幕府へ伝えられている。「分類紀事大綱 三拾三」には【史料8】のように記されているが、江戸には一月一二日に届いた<sup>33</sup>。

##### 【史料8】

一唐兵乱之儀 公儀江被仰上候故、御老中へ御連状を以訳官方之書翰之写、和文被相添被差上、次ニ酒井雅楽頭様・稲葉美濃守様・松平備前守様・大久保右京亮様・弘文院 公儀江被差上候通写被遣之候

右延宝四年十一月廿日之日帳

「訳官方々之書翰之写」が『華夷変態』に採録されているが、【史料8】で確認できる和文はつぎの【史料9】だった<sup>34</sup>。実は、日帳には続きがあり、「弘文院江者和文無之、此内雅楽頭様・美濃守様・備前守様・弘文院江者奥二而御状御認披成」とあって、これが『華夷変態』には和文がない理由なのである<sup>35</sup>。前年国元で行われた中宴席で宗義真が現れて訳官使へ直接「唐兵乱につき書簡」を渡していたが<sup>36</sup>、これはそれに答えたものだった。先に「実・不実」に限らず情報は知らせよと伝えていたことを紹介したが、延宝六年（二六七八）二月九日にも同様のことが命じられている<sup>37</sup>。

#### 【史料9】

佐須奈婦帆以来時節移替申候得共、太守益御機嫌能并諸奉行兵御無事之由、珍重奉存候、我々も其御地ニ罷在候刻、太守以御書付中国兵乱之始終縷々御尋被成候得共、為使者罷越申候刻申付無御座候儀者、容易ニ申上候事も致遠慮候而、不能其義至、只今迄迷惑奉存候段難申尽候、我々帰国仕候時分、北京之使者ニ逢申候て委細承届申候、

一 北京之大将寧南靖寇大将軍順承郡王与申者、軍勢を引率し荊州与申所ニ相支申候、又安遠靖寇大将軍多羅貝勒尚善与申者、軍勢を引率し岳州与申所ニ相支申候、此両大将者呉三桂を防申おさへにて御座候、

一 多羅貝勒棟格、是も北京之大将ニ而御座候、軍兵を率ひ陝国与申所を攻申候、大将軍和碩安親王者北京之帝之御一族にて御座候、軍兵を率ひ長沙与申所を攻申候、此両大将力を合せ候て、南朝御方王輔臣与申者を討亡す謀を巡し申候、

一 和碩康親王者、浙江路方差向ひ和碩簡親王者江面路より差向ひ両大将力を合せ候て福建与申所を攻申候、是者東寧之朱錦舎を防申おさへにて御座候、其外之諸軍勢ハ思々之路筋より差向ひ攻戦申候、

右三年以来之手分ニ而御座候、

一 江浙之間者要害之地ニ而御座候、昔漢高祖楚項羽、京索成皋与申所を互ニ争被申たることく、双方共ニ江浙之間を手ニ入可申与軍功を励之、少々切取申候所茂又取なされ申候て勝負決不申候、

一 北京勢者弓馬之達者ニ而平場之合戦を仕時申候故、南方險阻成る所へ者進かね申候、南軍者船軍ニなれ申候故、陸地あかり北方江攻入申事もたやすく難成、互ニ要害之地ニ相支申候、一 東寧之朱錦舎、若船路より押寄可申敷与存候て北京より山東之海邊ニ軍勢を差遣し用心仕申候、

一 御尋被成御書付之内ニ、呉三桂方南京を打取申候与之風聞御座候由被仰聞候得共、虚説にて可有御座候、

一 最前御渡被成候御書付之中御懇意之段、礼曹之諸官人ニ具申聞候得者、太守并諸奉行隣好之道大切被思召候段、喜悅不斜与存候、其以後御返答御礼旁以書中可申上与奉存候へ共、何角取紛延引罷成申候、只今播氏成陳婦国被致ニ付如此御座候、餘者可被成御賢察候、以上、

辰

八月日

12は、延宝六年（二六七八）十一月晦日に国元にいた宗義真のもとに届き<sup>38</sup>、その後訳されて「十二月廿五日」となった。老中へはすぐに送られたのであろう。

その後、年が明けて13が正月廿五日付で老中へ送られた<sup>39</sup>。宗家の13についての認識は、これまでと変化ないというものであったが、朝鮮が城を築くなどの動きが伝わったこともあって、これを知らせる14が二月八日付で江戸へ送られた<sup>40</sup>。これは『毎日記』で確認できない。その四日前には、「江戸表江当月窺御機嫌之御連状一通并御添状、酒井雅楽頭様江之御状今度訳官江御尋披成候唐兵乱之風説



書一通披差上候付御連状一通、同風説書一通松平備前守様・大久保右京亮様御兩人中江披進候付一紙之御状一通并樋口左衛門方江之状笥一ツ」とあるものの<sup>41</sup>、久世広之の名前はここには無く、いつの段階に、どういった経緯で伝わったのか不明。弘文院が12・13・14を久世広之からまとめて受け取っていることから推測すると、宗家は情報の伝達範囲を前年までと変えていたことになる。久世への伝達過程は、今後の課題としたい。

さて同年四月朔日には新たな情報が倭館から伝わる。「延宝七巳未年 御留守中 毎日記」の四月十五日条には、「一御出船砌多田与左衛門方西山寺へ被渡置候唐兵乱之風説書清書相濟、今日西山寺持參請取即今度御鉄炮喜右衛門使二江戸表へ差越」とある<sup>42</sup>。訳は西山寺が担い、訳するのに一五日程度を費やしていたことがこれで確認できる。これが15となる。

## 五 『華夷変態』未採録の情報

以上が『華夷変態』採録された対馬經由の情報となる。しかし、対馬はその後情報も幕府へ伝えた。「唐兵乱風説公儀江被仰上候控 江戸」<sup>43</sup>に延宝八年（一六八〇）のつぎの二点がある。「延宝八年 四月十四日御入国披遊 毎日記」を確認すると、四月十九日条で酒井忠清・稲葉正則・松平正信・大久保教勝へ唐兵乱に関する書付を送っていることがわかる<sup>44</sup>。弘文院が久世広之から情報を得てきたことはこれまでみてきたが、久世は前年に死去していた。その意味では情報源がなく、【史料11】が『華夷変態』に採録されなかった理由なのではないだろうか。

### 【史料11】

唐兵乱乃風説承立候覚書

一唐兵乱于今不止候、南方之戦二候故様子委者難知候事、

一北京大地震二而在々民屋数万軒ゆり崩し、男女拾万人余死人御座候、内裏も破損仕候得共、帝王無異之由北京より使者にて朝鮮江申来候事、

一吳三桂雲南貴州之居城を、古之蜀之都江移し申候由沙汰仕候事、

右之趣朝鮮国江差置候家来方より申越候、実否之義難計奉存候得共、沙汰之通商人共江相尋申越候条書付差上候、以上、

延寶八年四月十五日

宗對島守

### 【史料12】

唐兵乱風説承立候覚書

一去年七月北京皇極殿、其外禁裏一夜之内二焼亡仕、男女数多相果申候、世上二而天火之様ニ沙汰仕候事、

一薊州之市場二四五千人程寄集罷在候処、地震いたし候而、地破泥水湧出、相集り居申候もの一人も不残地之内二入、破候地本之ことく合申候事、

一旧臘より今正月迄相續地震仕候故、諸人野宿仕候事、

右之趣朝鮮国江差置候家来方より申越候、実否之義難計奉存候得共、沙汰之通商人共江相尋申越候条書付差上候、以上、

右同年

五月朔日

宗對島守

これは、同年「六月朔日」付で堀田正俊から、同年「六月四日」付で宗家へ返札が送られているので<sup>45</sup>、江戸に届き老中が知る事実であった。しかし、老中から弘文院へは伝わらなかつたということなのであろうか。

11は、新たな戦況が伝わってないこと、北京の地震、吳三桂が都を移した可能性があることの三点である。12は北京の地震に終始している。北京の地震情報は、延宝七年（一六七九）の唐船三三番・三三番、これは普陀山からの船だったが伝わっていた。そして吳三

桂が都を移したかもしれないといった情報は、すでに呉三桂が康熙一七年（一六七八）八月六日に死んでいたので、この点が誤りである<sup>46</sup>。

こうした情報は幕府にとつて重要な情報であり、だから立場上宗家は江戸へ送ったのである。しかしこうした情報は、弘文院が共有するものではないと判断されたからこそ伝えられなかったということなのだろう。

### おわりに

幕府が得ていた情報として『華夷変態』を研究者は使用する。しかし幕府が収集していた情報がすべて弘文院へ伝わっていたわけではないことは、以上述べてきたことから理解できよう。ロナルド・トビ氏は宗家からの情報が酒井忠清へ報告されたことを例外とみる<sup>47</sup>、逆で原則的に伝えられ、弘文院の方が例外であった。

従つて、はじめにで紹介した、一六七八年以後、朝鮮―対馬ルートから入る情報は不完全で不正確であり、幕府に受けとつてもらふことさえますます困難になり、朝鮮の情報のルートに欠陥があったのかもしれないとみて、ここから幕府が正しい情報と正しくない情報とを区別する能力があつたとの理解も成り立たない。

今回の考察で、幕政上の弘文院の立場、そして『華夷変態』に採録されている情報の性格が明らかになったが、一七世紀から一八世紀初頭の幕府対外政策の決定過程と入手海外情報との関係については今後の課題としたい。

- 1 ロナルド・トビ『近世日本の国家形成と外交』創文社、一九九〇年。
- 2 この表は、『華夷変態 上冊』（東洋文庫、一九五八年）から作成した。

3 この親子については、掛斐高『江戸幕府と儒学者』中央公論新社、二〇一四年。

4 松浦章「東アジア世界を巡る「三藩の乱」情報」『関西大学東西学術研究所報』第46号、一九八七年。後に改稿され、同『海外情報からみる東アジア』清文堂、二〇〇九年に所収。

5 浦廉一「台湾鄭氏（特に鄭經）と朝鮮との関係」『広島大学文学部紀要』3、一九五三年。神田信夫「三藩の乱と朝鮮」『駿台史学』第1号、一九五一年。後に『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五年に所収。細谷良夫「三藩の乱の再検討―尚可喜一族の動向を中心に―」『東北大学東洋史論集 第二輯』一九八三年。細谷良夫「三藩の乱をめぐる―呉三桂の反乱と楊起隆・朱三太子事件」『戦争と平和の中近世史』青木書店、二〇〇一年。郭陽「唐船風説書に見る鄭經の「西征」」『東洋史論集 四二』二〇一五年。郭陽「海澄攻防戦（一六七八―一六八〇）をめぐる清朝と鄭氏勢力―『華夷変態』を中心として―」『東洋史論集 四三』二〇一六年ほか。

6 『近世日本の国家形成と外交』一二三―一二九頁。なお、「唐兵乱風説公儀江被仰上候控并朝鮮国山賊徒党御案内被仰上候控」（慶應義塾大学三田メディアセンター蔵）を使用されているが同内容のものが、「唐兵乱風説公儀江被 仰上候控 江戸」（韓国国史編纂委員会蔵、五二一九）となる。違いについては別稿の用意があり、それを参照されたい。

7 韓国国史編纂委員会蔵、五二一九。

8 他家の事例として、鍋島家には正保二年六月六日付けで唐船から長崎奉行所に伝わった情報が同月一六日付けで国元へ伝えられた（「勝茂公譜考補 十中」『佐賀県近世史料 第一編第二巻』佐賀県立図書館、一九九四年、七二―七三頁）。細川家の場合も長崎からで、同二年八月十六日付長岡佐渡宛天野屋藤左

- 衛門書状で伝わった（『松井文庫所蔵古文書調査報告書 四』八代市博物館未来の森ミュージアム、一九九九年、九九〇―一〇一頁）。正保五年（一六四八）正月廿日付李僉知公・韓判事公百田李兵衛（「正保四丁亥 毎日記」 県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Aa15）。
- 9 国立国会図書館蔵。
- 10 前掲神田信夫「三藩の乱と朝鮮」。
- 11 韓国国史編纂委員会蔵、五二一九。
- 12 前掲松浦章「東アジア世界を巡る「三藩の乱」の情報」。朝鮮側も日本から情報を得て、それを清へ伝えた。清は朝鮮へ、檄文に惑わされないようにと指示した。
- 13 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』創文社、一九八一年。
- 14 「延宝貳年 毎日記 五番 御在江戸」 県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Ba。
- 15 「分類紀事大綱 三拾三」 国立国会図書館蔵。
- 16 前掲神田信夫「三藩の乱と朝鮮」。
- 17 韓国国史編纂委員会蔵、三六〇三。
- 18 韓国国史編纂委員会蔵、三六〇三。
- 19 なお、「朝鮮伝説」「無題」は、「唐兵乱風説公儀江被 仰上候控并朝鮮国山賊徒黨御案内被 仰上候控」で共に「覚」となっている。同時に永井直時にも送られたことは、「延宝三年 御在国中 御状控」（県立対馬歴史民俗資料館蔵、記録類、P10(1)）で確認できる。
- 20 前掲「分類紀事大綱 三拾三」。
- 21 「延宝三年三月九日高勢八右衛門へ遣ス」前掲『分類紀事大綱 三拾三』。
- 22 韓国国史編纂委員会蔵、三六〇三。
- 23 記録類、P10(2)。
- 24 前掲「分類紀事大綱 三拾三」。
- 25 『新訂寛政重修諸家譜』第四、三九六頁。
- 26 『新訂寛政重修諸家譜』第八、二六三頁。
- 27 『新訂寛政重修諸家譜』第一〇、二八八頁。
- 28 『新訂寛政重修諸家譜』第一、二八八頁。
- 29 「延宝三年閏四月六日高勢八右衛門へ遣ス」前掲『分類紀事大綱 三拾三』。
- 30 8は延宝三年十二月廿二日に公儀へ渡された（「唐兵乱風説之覚書御老中方江差上候控」 韓国国史編纂委員会蔵、三六〇三）。
- 31 「江戸藩邸毎日記：東京大学史料編纂所蔵」ゆまに書房、二〇〇一年。
- 32 前掲「江戸藩邸毎日記：東京大学史料編纂所蔵」。
- 33 「右者十二月十二日御旗五左衛門便ニ 公儀へ被差上候控也、右之真案一通同便ニ来ル」（前掲「唐兵乱風説之覚書御老中方江差上候控」）。十二月十九日付けで稲葉正則が返札を宗家に送っている（九州国立博物館蔵、宗家文書21(3)）。
- 34 前掲「唐兵乱風説之覚書御老中方江差上候控」。
- 35 「延宝四丙辰 御在国毎日記 十一月中」 県立対馬民俗資料館蔵、日記類、Aa143。
- 36 池内敏「訳官使考」『名古屋大学文学部研究論集（史学）』六二、二〇一六年。
- 37 平田所左衛門宛二月九日付（「延宝六年 御在江戸中 毎日記」 県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Ba11）。
- 38 「延宝六戊午年 御在国 毎日記」（県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Aa147）。
- 39 「朝鮮和館拙者屋鋪江養置候家来方方唐兵乱之風説承之候通頃日申越候趣書付各様迄差上之候、右延宝七年正月廿五日 江戸御老中江被遣」（前掲「分類紀事大綱 三拾三」）。

- 40 13・14は、日付が近いものの、久世広之から宗義真への返札を見ると、江戸にはそれぞれ届いたようである(九州国立博物館蔵、宗家文書2180<sup>\*</sup> 2182)。
- 41 「延宝七巳未年 御在国 毎日記」県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Aa-148<sup>\*</sup>。
- 42 県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Aa-148。
- 43 韓国国史編纂委員会蔵、五二一九。
- 44 県立対馬歴史民俗資料館蔵、日記類、Aa-149。
- 45 九州国立博物館蔵、宗家文書2188<sup>\*</sup>、2189。
- 46 呉三桂生存説は、延宝八年(一六八〇)に至っても普陀山船から入っている(前掲『華夷変態 上冊』三〇六・三〇七頁)。
- 47 前掲『近世日本の国家形成と外交』一二四頁。

本研究はJSPS科研費15K02868<sup>\*</sup>「大陸情報と江戸幕府の対外政策」の助成を受けたものである。また、本稿執筆にあたって慶應義塾大学三田メディアセンター倉持隆氏、県立対馬歴史民俗資料館古川祐貴氏に大変お世話になった。ここに記して謝意を表したい。